19 短期入所療養介護事業

| Q&Aトップ | 印刷ページ

基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期 文書番号等	番号
3 運 営	用負担と	健康診断を受けるように求めることはできる	短期入所生活介護、老人保健施設における短期入所療養介護にな出通常相当期ではは近日期ではは近日期では近日期では近日ではいるままで、、との健康が自身を表すが、できるでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	13.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ& A	II Ø1

			もサービス提供を拒否することは適切ではな い。		
3 運営	食費関係	食費については、保険外負担となったことから、デイサービスやショートステイに弁当を 持ってきてもよいのか。	デイサービスやショートステイに利用者が弁当を持参することは、差し支えない。	17.9.7全国介護保険指 定基準・監査担当者会 議資料 平成17年10月改定関係 Q&A	93
3 運 営	食費関係	突発的な事情により食事をとらない日が発生 した場合に、利用者負担を徴収しても差し支 えないか。	食費は利用者との契約で定められるものであるが、あらかじめ利用者から連絡があれば食事を作らないことは可能であり、また、利用者の責に帰さない事情によりやむを得ずキャンセルした場合に徴収するかどうかは、社会通念に照らして判断すべきものと考えている。	17.9.7全国介護保険指 定基準・監査担当者会 議資料 平成17年10月改定関係 Q&A	95
3 運 営	居住費関係	例えば、午前中にショートステイを退所した場合、退所日の居住費は徴収しないことは可能か。	利用者との契約で定められるものであり、どちらでも差し支えない。	17.9.7全国介護保険指 定基準・監査担当者会 議資料 平成17年10月改定関係 Q&A	96
3 運営	居住費関係	短期入所生活介護における新規入所者に対する経過措置の「感染症等」の判断について、 ①医師の判断は短期入所生活介護の利用ごとに必要になるのか。 ②医師の判断はショートステイ事業者が仰ぐのか。 ③医師とは、主治医、配置医師どちらでもよいのか。	① 原則として、利用ごとに医師の判断が必要である。ただし、当該医師の判断に係る期間内の再利用の場合には、この限りでない。② 御指摘のとおりである。 ③ 配置医師の判断を原則とし、必要に応じて、ケアカンファレンス等を通じ、主治医より情報提供を受けるなどの対応をされたい。	17.10.27 介護制度改 革information vol.37 <u>平成17年10月改定Q&</u> <u>A(追補版)等について</u>	6
3 運	居住費関係	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護 事業所又は介護保険施設(以下「介護保険施設 等」という。)から退所し、同一敷地内にあ	40号通知の通則(2)に同一敷地内における入 退所の取扱いを示しているところであるが、居 住費・食費に係る補足給付についても、この取	介 護 制 度 改	11

営		る他の介護保険施設等又は病院に入所又は入 院した場合の補足給付の取扱い如何。	扱いに準じて扱われたい。	<u>平成17年10月改定Q&</u> <u>A(追補版)等について</u>	
3 運営	食費関係	短期入所事業所の食事代を3食に分けて設定している事業所で当日食事のキャンセルが発生した場合の補足給付についてどのように取り扱うべきか。 (例)食事代設定…朝食300円、昼食400円、夕食500円で、利用者負担第3段階の利用者が、朝食と昼食の提供を受けた場合、650円が自己負担、50円が補足給付されることとなるが、本人都合により昼食を摂取しなかった場合。	実際に本人が摂取した否かにかかわらず、事業所が契約により食事を提供した場合には食事代を請求することは可能であり、したがって、御指摘の場合でも、利用者から食事代として650円を徴収した場合には、50円の補足給付が受けられる。	介 護 制 度 改 革information vol.37	13
3 運営	居住費関係	支給限度額を超えて短期入所を利用した場合、超えた日よりも後の日について補足給付の対象となるか。また、費用の一部について支給限度額内に収まる場合には、その超えた日は対象となるのか。	支給限度額を超えた日以降については、補足給付の対象とならないが、費用の一部が支給限度額内に収まる場合には、その超えた日は全額補足給付の対象となる。(介護保険法施行規則第83条の5及び第97条の3)		14
3 運 営	療養食加算	短期入所を利用する場合、療養食加算の食事せんはその都度発行するとあるが、特養併設の短期入所の場合、利用開始日に配置医師がおらず、在宅の主治医に発行を依頼するケースが多くなると思われる。こうした場合には、その都度、利用者が主治医から食事せんの交付を受け短期入所事業所が主治医に交付を依頼するのか。	1 短期入所を利用する者のうち療養食を必要とする者に対する食事せんについては、配置医師が交付することとする。 2 なお、設問のような場合については、運営基準において、「短期入所事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること」とされているところであり、療養食の可能性についてもサービス担当者会議等を通じて把握するとともに、利用開始日に配置医師が不在の場	革information vol.37 平成17年10月改定Q&	29

			合は、あらかじめ、食事せんの発行を行っておくなど適宜工夫して行われたい。		
3 運 営	日帰り利 用関係	日帰り利用の場合のサービス提供時間の規定は設けないのか。	短期入所生活介護においては、サービス提供時間については、ケアプランにおいて位置づけられるものであり、規定は設けられていない。	18.3.22 介護制度改 革information vol.78 平成18年4月改定関係Q &A(vol.1)	67
4 報 酬	介型 設の所護 療療短療に 特費 が が きる する で で の が きる で の が きる り の り り の り り り り り り り り り り り り り り	特定診療費の初期入院診療管理は、介護療養型医療施設の短期入所療養介護の利用者についても算定できるか。	初期入院診療管理は入院患者に対して算定されるものであり、短期入所療養介護利用者には算定できない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情 報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	l (1) ⑦1
4 報 酬	連続30日を超える短期入所	二つの要介護認定期間をまたがる短期入所で、連続利用日数が30 日を超えた場合は報酬算定可能か.	二つの要介護認定期間をまたがる入所であっても、30日を超えて算定できない.	13.8.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.126 訪問通所サービス及び 短期入所サービスの支 給限度額の一本化に係るQ&A及び関連帳票の 記載例について	113
4 報 酬	連続30 日を超え る短期入 所	短期入所において、同一サービス事業所から 退所した翌日入所した場合, 算定日は連続し ているが、運続入所とはみなさないと考えて よいか。	退所の翌日入所した場合は、連続して入所しているものとしてあつかう.	13.8.29 事務連絡 介 護 保 険 最 新 情 報vol.126 <u>訪問通所サービス及び</u> 短期入所サービスの支	II 4

				給限度額の一本化に係	
				るQ&A及び関連帳票の	
				記載例について	
4	連続30	短期入所中に転居等により保険者が変わった	保険者が変わった場合においても、30日を超	13.8.29	II 5
報	日を超え	場合で、その前俊にまたがる短期入所の連続	えて算定できない{ただし月の途中で保険者が	事務連絡	
	る短期入	利用が30 日を超えた場合は報酬算定可能	変わった場合、介護給付費明細婁は2件提出す	介護保険最新情	
酬	所	か。	ることとなる)。	報vol.126	
				訪問通所サービス及び	
				<u>短期入所サービスの支</u>	
				<u>給限度額の一本化に係</u>	
				るQ&A及び関連帳票の	
				記載例について	
4	送迎加算	短期入所における送迎の実施について、通所	短期入所の送迎加算は、利用者の心身の状況等	15.5.30	1
報		サービスの送迎のための乗合形式のバス等を	に応じて個別に送迎を実施することを前提とし	事務連絡	
		利用する場合は、送迎加算は算定できるか。	ており、事業者が画一的に時刻やルート等を定	<u>介護報酬に係るQ&A</u>	
酬			めてサービスのバス等に乗車させる場合は、算		
			定できない。		
			ただし、当該事業所の送迎が原則として個別に		
			実施されている場合において、利用者の人身の		
			状況等から問題がなく、たまたま時刻やルート		
			が重なったなどの場合に限り、乗合形式で送迎		
			を行ってもよい。		
4	送迎加算	短期入所事業所等を退所したその日に他の短	短期入所の送迎加算については、利用者の心身	15.5.30	2
‡₽		期入所事業所に入所する場合の送迎加算の算	の状況、家族等の事情等から見て送迎を行うこ	事務連絡	
報		定について	とが必要と認められる利用者に対して、原則と	介護報酬に係るQ&A	
酬			して、送迎車により利用者の居宅まで個別に送		
			迎する場合について算定されるものであり、短		
			期入所サービス費の算定の有無にかかわらず、		
			事業所間を直接移動した場合には送迎加算は算		
			定できない。		

4 報 酬	ユニット 型個室等	本年9月30日から10月にかけてショートステイの従来型個室利用者には平成21年度までの間ずっと多床室の報酬が適用されるのか。	ショートステイの利用者の従来型個室に係る経 過措置については、当該利用者が退所するまで の間のみ適用されるものであり、いったん退所 した後には当該利用者に対して当該経過措置が 適用されることはない。	17.9.7全国介護保険指 定基準・監査担当者会 議資料 平成17年10月改定関係 Q&A	23
4 報 酬	療養食加算	ショートステイを数回利用する場合、療養食加算の食事せんはその都度発行となるのか。	短期入所生活(療養)介護の利用毎に食事せんを発行することになる。	17.9.7全国介護保険指 定基準・監査担当者会 議資料 平成17年10月改定関係 Q&A	89
4 報 酬	緊急短期 入所ネッ トワーク 加算	連携する事業者は、同一法人の事業者のみでもよいか。	緊急的な短期入所者に対応するため複数の短期 入所事業者が連携して緊急に指定短期入所サー ビスを受け入れる体制を整備している事業所に 対し、連携に係る費用等の加算を認めていると ころであり、同一法人のみの事業所の連携だけ では加算の対象とはならない。	18.3.22 介護制度改 革information vol.78 平成18年4月改定関係Q &A(vol.1)	59
4 報 酬	緊急短期 入所ネッ トワーク 加算	連携する地域の範囲はどの程度か。	緊急短期入所ネットワーク事業は、緊急的な短期入所者に対応するため複数の短期入所事業者が連携して緊急に指定短期入所サービスを受け入れる体制を整備することを求めており、連携の範囲については、この趣旨や地域の実態等を踏まえ判断願いたい	18.3.22 介 護 制 度 改 革information vol.78 平成18年4月改定関係Q &A(vol.1)	60
4報	緊急短期 入所ネッ トワーク 加算	連携体制の整備について施設間で連携取り交わし書などが必要か。	緊急的な利用ニーズの調整窓□の明確化や情報 の共有、緊急対応に対応するための事例検討な どを行う機会を定期的に設ける等の連携体制を 構築していただくこととしていることから、連 携施設間でその方法等を検討していただくこと	18.3.22 介 護 制 度 改 革information vol.78 平成18年4月改定関係Q &A(vol.1)	61
酬			が必要と思われる。		

報酬	入所ネッ トワーク 加算	の利用者にのみ算定するのか、それとも利用 者全員に算定するのか。	加算を行う。	介 護 制 度 改 革information vol.78 <u>平成18年4月改定関係Q</u> <u>&A(vol.1)</u>	
4 報 酬	緊急短期 入所ネッ トワーク 加算	緊急短期入所ネットワークで加算の対象である利用者の「介護者の介護を受けることができない」者とは誰が判断するのか。	緊急短期入所ネットワーク事業を利用する場合は、利用者の依頼を受けて介護支援専門員等を通じ、短期入所サービスを利用することとなるが、緊急短期入所ネットワーク加算の対象となる場合は、利用の理由、期間、緊急受入後の対応などの事項を記録しておく必要がある。	18.3.22 介 護 制 度 改 革information vol.78 平成18年4月改定関係Q &A(vol.1)	63
4 報 酬	緊急短期 入所ネッ トワーク 加算	「利用者の心身の状況等を把握していること」とあるが、介護している家族の入院等により緊急受け入れをした際、利用者の心身の 状況等を把握しなければ加算が算定されないか。	加算の算定要件ではないが、サービス提供に当たっては、たとえ緊急な利用であることから事前の把握が困難であっても、できる限り速やかに利用者の心身の状況等を居宅介護支援事業者等から聴取しておく必要がある。	18.3.22 介護制度改 革information vol.78 平成18年4月改定関係Q &A(vol.1)	64
4 報酬	摂食機能 療法	医療保険と介護保険における「摂食機能療法」は、誰が実施する場合に算定できるのか。	1 摂食機能療法は、 ・医師又は歯科医師が直接行う場合 ・医師又は歯科医師の指示の下に言語聴覚士、 看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士又 は作業療法士が行う場合 に算定できる。 (介護保険の介護療養型医療施設及び療養病床 を有する病院又は診療所である短期入所療養介 護事業所の特定診療費における摂食機能療法に ついては、「介護報酬に係るQ&A」(平 成15年5月30日付け厚生労働省老健局老人保 健課事務連絡)において、「理学療法士、作業 療法士を含まない」とされているところである が、摂食の際の体位の設定等については理学療	19.7.3 <u>事務連絡</u> 摂食機能療法の算定基 準に係るQ&A	

4 報酬	介護予防 サージン 等のかの第 定等	介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期 入所療養介護を利用している者が、当該サー ビスの利用日以外の日において、介護予防訪問介護等の月当たり定額報酬の介護予防サー ビスを利用する場合、介護予防訪問介護費等 の算定の可否如何。	法士又は作業療法士も行うことができることから、これらを摂食機能療法として算定することができるものとする。) 2 なお、摂食機能療法に含まれる嚥下訓練については、・医師又は歯科医師の指示の下に言語聴覚士、看護師、准看護師、又は歯科衛生士に限り行うことが可能である。 1 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日付け老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号・とおいて、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護ない旨示している。 2 問のような場合には、介護予防訪問介護等に係る介護報酬については、1月から介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護別入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護別入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護別入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護別入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護別入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の利用日数を減じて得た日数により日割りで請求することとしている。	20.4.21 事務連絡 介護療養型老人保健施 設に係る介護報酬改定 等に関するQ&A	21 H26 削除
 4 報 酬	栄養管理 体制加設サ ービスト 短期レビ サービス)	管理栄養士又は栄養士を配置したことに対する栄養管理体制加算が包括化されたが、どのように考えればいいのか。	今回の改定では、常勤の管理栄養士又は栄養士により利用者の年齢、心身の状況に応じた適切な栄養量及び内容の食事提供を行う体制への評価を行っていた栄養管理体制加算については基本サービス費への包括化を行ったところである。 これは、当該加算の算定状況等を踏まえ、報酬	報vol.69	17

4 報 酬	療養(施) サス入ビス かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう	療養食加算のうち、貧血食の対象となる入所 者等について、原因が鉄分の欠乏に由来する 者とは。	体系の簡素化等の観点から行ったものであり、 包括化を行っても利用者の栄養状態の管理の重 要性は変わらないものであることから、各事業 所においては、引き続き、これを適切に実施で きる体制を維持すること。 対象となる者は、その貧血の原因が鉄分の欠乏 に由来すると医師が認める者である。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q &A(vol.1)	18
4 報 酬	夜勤職員 配置加算 (施設サ ービス 短期入 サービ ス)	(夜勤職員配置加算) ユニットや専門棟がある 場合の取扱いはどうすべきか。	施設全体に対しての加算であるが、一部ユニット型については、ユニット部分及び多床部分それぞれで要件を満たす必要があること。なお、この場合にあっては、要件を満たしている部分に対して加算を算定するものであること。専門棟についても同様である。		19
4 報 酬	若年性認知症利用 者受入加算		65歳の誕生日の前々日までは対象である。	21.3.23 介護保険最新情 報vol.69 平成21年4月改定関係Q &A(vol.1)	101
4 報 酬		担当者とは何か。定めるにあたって担当者の資格要件はあるか。	若年性認知症利用者を担当する者のことで、施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。	21.3.23 介護保険最新情 報vol.69 平成21年4月改定関係Q &A(vol.1)	102
4	認知症行 動・心理	緊急短期入所ネットワーク加算との併算定は 可能か。	緊急短期入所ネットワーク加算は、地域のショ ートステイ事業者がネットワークを組み、空床	21.3.23 介 護 保 険 最 新 情	109

報酬	症状緊急 対応加算		情報の共有を図るための体制整備に対する評価であり、認知症行動・心理症状緊急対応加算は受入れの手間に対する評価であることから併算定は可能である。	報vol.69 平成21年4月改定関係Q &A(vol.1)	
4 報 酬	認知症行 動・心理 症状緊急 対応加算	入所が予定されており、入所予定期間と実際の緊急入所の期間が重なっている場合であっても、本来の入所予定日前に緊急に入所した場合には、7日分算定が可能か。	当初の入所予定期間も含め、認知症行動・心理 症状により緊急に入所した日から7日間以内で 算定できる。		110
4 報 酬	認知症行動・心理症状緊急 対応加算	入所予定日当日に、予定していた事業所に認知症行動・心理症状で入所した場合は算定できるか。	本加算制度は予定外で緊急入所した場合の受入 れの手間を評価するものであることから、予定 どおりの入所は対象とならない。		111
4 報 酬	緊急短期 入所受入 加算	緊急短期入所受入加算を算定している者の緊 急利用期間が月をまたいだ場合はどのように 取り扱うのか。	緊急利用期間が月をまたいだ場合であっても、 通算して7日を限度として算定可能である。	24.3.16 介護保険最新情 報Vol.267 H24年度報酬改定Q&A Vol.1	99
4 報 酬	緊急短期 入所受入 加算	当初から居宅サービス計画に位置づけて予定 どおり利用している利用者について、家族等 の事情により急遽、緊急的に延長した場合に 緊急短期入所受入加算は算定できるのか。	算定できない。	24.3.16 介護保険最新情 報Vol.267 H24年度報酬改定Q&A Vol.1	100
4 報 酬	療養食加算	療養食加算の対象となる脂質異常症の入所者 等について、薬物療法や食事療法により、血 液検査の数値が改善された場合でも、療養食 加算を算定できるか。	医師が疾病治療の直接手段として脂質異常症食 にかかる食事せんの発行の必要性を認めなくな るまで算定できる。	21.4.17 介護保険最新情 報vol.79 平成21年4月改定関係Q	10

					<u>&A(vol2)</u>	
	5	リハビリ	短期入所療養介護におけるリハビリテーショ	一般的に、老人保健施設における短期入所療養	15.5.30	1
	そ	テーショ	ン機能強化加算の算定に係るリハビリテーシ	介護は、リハビリテーションを目的として利用	事務連絡	
	7	ン機能強	ョン実施計画書の作成について	することは想定されていないため、全ての利用	<u>介護報酬に係るQ&A</u>	
	の	化加算		者に対してリハビリテーション実施計画書の作		
	他			成を要しないが、利用者の生活の質の向上を図		
				る観点から、利用者の状況に応じ、リハビリテー		
				ションを必要とする利用者に適切に作成される		
				べきものである。		
	5	療養病床	既に短期入所療養介護のみなし指定を受けて	一般病床において短期入所療養介護のサービス	21.3.23	93
	そ	以外の指	いる介護療養型医療施設が、今回の改定に伴	を提供する際には、指定の申請を行う必要があ	介護保険最新情	
,	7	定	い、療養病床以外の病床分についても短期入	వ 。	報vol.69	
	の		所療養介護の指定を受けようとする場合、ど		平成21年4月改定関係Q	
	他		のような手続きを経ればよいのか。		<u>&A(vol.1)</u>	